

<北方青色申告会からのお知らせ>

消費税軽減税率制度講習会

平成31年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度はすべての事業者の方に関係があります。そこで今回は軽減税率制度の改正内容やポイントについて講習会を開催しますので、この機会に是非ご参加ください。

- 開催日時：平成30年10月17日（水）午後3時～4時30分
- 開催場所：北方町商工会館 研修室
- 講師：岐阜北税務署 個人課税第一部門 伊藤 正直 氏

<内 容>

- 軽減税率の対象品目
- 帳簿や請求書の記載方法
- 税額の計算
- 事業者の方からのよくあるご質問 など



※ご希望の方は、10月12日（金）までに下記申込書にご記入の上、FAXまたは電話でお申込みください。(TEL;323-1101 FAX;324-7652)

◆消費税軽減税率制度講習会受講申込書◆

事業所名	
業 種	
参加者名	
電話番号	

※ご記入いただいた個人情報は、本講習会に関するご連絡、情報提供等に使用します。（それ以外に利用することはありません。）